

特別支援学校 コロナ対策

子どもたちの命と安全のために

スクールバスへの支援継続へ

清水衆院議員が文科省に要請

清水ただし衆院議員と堀内照文前衆院議員は26日、国会内で、文部科学省に特別支援学校のスクールバス感染症対策支援事業の継続と財源の確保を求めました。

同事業は特別支援学校に通学する児童らが利用するスクールバスが、いわゆる「3密」状態にならないよう増便などをした場合、国が所要費用の2分の1を補助するものです。

奈良県では同事業により、6校で計7台を増便。通常約7～9割だった乗車率が6～7割に緩和されています。ところが、当初予算の約3倍の要望が地方から出たことから、事業継続や予算措置について、県や学校関係者、保護者から不安の声が上がっていました。

文科省の担当者は、1次補正予算で4億円計上した後、地方からの要望が多かったため、2次補正予算では16億円計上し、現在までに10億円あまりを執行（東京、大阪などを除く42道府県下62自治体で実施）したと説明。今後の事業継続などに必要な予算は23億円だと明らかにし、「子どもたちの命と安全がかかった問題。国の事

業がなくなって感染が広がったということはあってはならない。あらゆる手だてを尽くして予算を確保すべく努力したいし、財務省にも求めている」と述べました。

具体的には、秋の需要額調整に乗せるか、省内のコロナ対策費で不要のものから流用するかなども検討しているといいます。「必ずしも一校当たり一台などの決まりはない。愛知や岐阜などは多く活用し、乗車率が4、5割」とし、「地方負担分は臨時交付金を充てることができるので、実質地方負担はゼロで可能」と述べました。

滋賀県は各校に1台ずつの増車で、ある学校ではももとの11台が満車状態であり、1台程度の増車で「3密」は解消されていません。

清水議員は、文科省が特別支援学校の設置基準を設けるべく検討を始めていると指摘しつつ、「いまでも1時間を超えてバスに乗車している生徒がいる。コロナ収束後も通学バスを拡充できるように国と自治体が努力することが必要だ」と求めました。



申請前に亡くなった単身世帯主分の特別定額給付金の給付を

一人10万円の特別定額給付金。4月27日時点で存命でも、単身の世帯主が申請前に亡くなると、遺族は申請することもできません。これを受給できるよう清水議員が総務省に迫りました。

申請書類の発送日は自治体バラバラ。同じ日に亡くなくても、住んでいる自治体の違いで申請できるか否かが変わってしまい問題となりました。総務省の担当者は「与野党問わず叱られています」と述べました。しかし、今回の給付は世帯が対象となっているため、単身世帯は世帯主が亡くなると世帯自体が消滅するので受給できないこと、申請後に亡くなっていれば相続の対象になりますが、申請前だと相続すべき具体的権利

が発生していないことを説明するにとどまりました。同時に、長崎県大村市などでは、そうした方々への給付を独自におこなっている（財源は臨時交付金）ことを明らかにしました。これは給付金の申請期日が過ぎても自治体で対応可能です。

清水議員から、今後あらかじめ受給の意思を確認できるようにするなど、今回の事態を繰り返さないよう要請。担当者は、「いいお話を伺いました。持ち帰って検討させてもらいたい」と答えました。

20 近畿ブロック事務所ニュース

TEL06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中】

No. 45 (2020. 8. 27)